

業者各位

東大阪市行政管理部契約検査室契約課

【重要】事後審査資料の提出方法について

開札後に落札候補者から提出していただく入札参加資格確認書類(事後審査書類)の提出方法について、現在は原則窓口へ持参する方法のみとしておりますが、令和5年度以降「東大阪市電子申請システム」での提出も可とします。入札参加資格審査申請時に登録した東大阪市電子申請システムのアカウントがあれば、ログイン後すぐに事後審査資料の提出が可能です。電子申請システムを活用される場合、事後審査資料提出時に来庁の必要はございません。積極的な活用にご協力をお願い致します。

※電子申請システムでの提出可にともない、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から実施しておりました、電子メールと郵送の併用での提出は不可となりますのでご了承ください。

1 申請方法詳細

本市ウェブサイトに掲載の「東大阪市電子申請システム【落札候補者専用】契約課一般競争入札事後審査資料提出フォーム 申請マニュアル」をご確認ください。

↓掲載場所 URL

<https://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000027213.html>

2 注意事項

- ① 書類不備等があった場合、メール及び電話で連絡をいたします。実施要領等に示す日時までに電子入札システムで再度提出をしてください。
- ② 健康保険証を提出する場合は、「保険者番号及び被保険者等記号・番号・QRコードがある場合はQRコード」を必ずマスキングをした上でPDFにし、提出してください。
- ③ 契約書類一式は、契約課が指定する日時までに、契約課窓口まで取りに来てください。(日時は電子申請システムから送られる手続完了メールに記載しております。)
- ④ 行政書士が入札参加資格審査申請の代理申請を行い、電子申請システムへのアカウント登録をされていない業者については、アカウント登録する必要があります。
※登録方法は「東大阪市電子申請システム事後審査提出フォーム 申請マニュアル」に記載しております。